

## 小鹿野町介護サービス事業経営戦略

団 体 名 : 小鹿野町

事 業 名 : 介護サービス事業（訪問看護、老人デイサービスセンター）

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業形態等

## ①事業の現況

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用			事業開始年月日	訪問看護ステーション(平成18年4月) 小鹿野デイサービスセンター(平成18年4月) 両神デイサービスセンター(平成25年10月) 倉尾デイサービスセンター(平成17年10月)
事業の内容	訪問看護サービスの提供及び通所介護サービスの提供			指定管理者制度導入状況	なし
事業所名	訪問看護ステーション	小鹿野デイサービスセンター	両神デイサービスセンター	倉尾デイサービスセンター	/
職員数	7	13	11	9	
うち 看護師	6	4	2	1	
保健師	1	0	0	0	
介護士	0	8	9	7	
その他職員	0	1	0	1	

## ②施設

施設数	4 施設	定員	小鹿野デイサービスセンター(25名) 両神デイサービスセンター(25名) 倉尾デイサービスセンター(25名)
サービス日数	デイサービスセンター297日/年 訪問看護ステーション249日/年	年延利用者数	訪問看護ステーション 4,188人 小鹿野デイサービスセンター 4,192人 両神デイサービスセンター 4,631人 倉尾デイサービスセンター 2,701人

## (2) 現在の経営状況

現在町では、訪問看護ステーション、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、デイサービスセンター、ヘルパーステーションの5事業を運営している。ここでは訪問看護事業及び通所介護事業について経営戦略を策定する。

訪問看護事業については、在宅医療の需要の高まりから令和元年度の決算状況は、歳入22,729千円、歳出14,554千円で黒字となっている。

通所介護事業については、平成28年度の介護保険法の改定に伴い要支援者が新しい総合事業に移行したことや町内の民間介護事業所の充実等により、利用者が年々減少し、令和元年度決算状況は歳入105,201千円、歳出121,528千円で、赤字経営となっている。

### (3) これまでの主な経営健全化の取組

訪問看護ステーションにおいては、国保町立小鹿野中央病院との連携により在宅の緩和ケア体制を整備し、在宅看取りのケースの件数も延伸している。24時間対応できる体制を整備し緊急時訪問看護体制加算の算定等により収益増を図ってきた。  
通所介護事業所については、平成28年度からは利用人数の規模に合わせた職員数とすべく、職員の退職後は、採用を控えるようにし経営努力を図ったが大幅な赤字解消には至らなかった。

## 2. 将来の事業環境等

### (1) 介護保険サービス事業における主な取組

訪問看護ステーションにおいては、今後も世間の医療系サービスのニーズが高まることが予想されることから、町として訪問看護体制を強化しサービス提供することが求められる。  
またデイサービスセンターにおいては、平成25年から小鹿野・両神・倉尾の3か所があり、運営は社会福祉協議会に委託して事業を行ってきました。平成28年に介護保険法の一部改正があり、総合事業が導入されたことに伴い、利用者は減少しています。令和3年度からデイサービスセンターを小鹿野・両神の2か所に再編成するとともに、個別の生活機能のニーズに応じたサービスを提供し、自立支援と介護の重度化予防に取り組んでいく。

### (2) 高齢者人口等の予測

小鹿野町の高齢者数は、令和3年まではゆるやかに増加していき、その後減少傾向となる。一方、高齢化率は上昇傾向が続き、令和22年には50%を超えるものと推計される。  
高齢者数を65～74歳の前期高齢者と75歳以上の後期高齢者に分けると、前期高齢者は、令和4年をピークに令和22年に約5割近くに減少する。また、後期高齢者は、増加と減少を繰り返し、令和22年でも令和2年と同程度の人数がいると推計される。

### (3) 介護需要の予測

団塊世代が75歳以上になる令和7(2025)年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年の状況を視野に入れ、介護需要傾向を把握し、サービス整備の必要量等を勧告する。単身高齢者の増加に伴い介護サービス事業の需要はますます高まる。

### (4) 施設の見通し

通所サービス施設では長時間、複数の利用者が使用する施設であるため定期的に点検・修繕等行う必要がある。今後も利用者の安全に配慮し計画的な点検や修繕の実施により施設の適切な維持・管理をする必要がある。

### (5) 組織の見通し

訪問看護ステーションについては在宅医療サービスのニーズの高まりがあるため引き続きマンパワーの強化と24時間提供体制によるサービスの充実を図る。  
通所介護事業所については近年、単身高齢者の増加により小規模多機能サービスの利用者が増えたこと、平成28年の介護保険法の改正で通所介護事業所を利用する要支援者が総合事業に移行したことにより、利用者が減少し赤字経営が続いている。今後も介護サービス利用者の増加が見込まれる中、多くの町民の介護サービス利用需要に対応できるよう民間資源の活用も検討する。  
適切な経営改善を図るため、組織を見直し令和3年4月より事業所を3カ所から2カ所に再編成する。また、利用者の生活の質の向上を目的とした新たなサービスを導入し加算による増収を図る。

### 3. 経営の基本方針

- (1) 安定した経営になるよう現状を把握し、必要人員で効率的に事業を実施する。
- (2) 民間のノウハウの活用について必要が生じた場合は考慮のうえ、検討する。
- (3) 令和2年度で基金の積立金があったが資金不足となる見込みがあることから令和2年度で通所介護事業所の事業所を3事業所から2事業所に再編成し、新たな加算を取得することで経営改善を図る。
- (4) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組みの強化する。
- (5) 利用人数の拡大、変化に対応できるよ健全な介護サービス事業の運営をする。

### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画策定に当たっての数値目標

令和3年度見込	訪問看護事業費	歳入23,779千円	歳出13,975千円
	通所介護事業費	歳入112,526千円	歳出121,636千円

#### ② 収支計画のうち投資についての説明

施設利用開始から10年以上経過している施設が多く、建物や設備の老朽化がみられ、将来的には大規模な改修が必要と予測される。計画的に点検・改修を行い、施設の適切な維持・管理をする必要がある。

#### ③ 収支計画のうち財源についての説明

サービス利用料金について現在100%の回収率となっている。今後も回収率を維持し、料金収入をもって経営を行い、将来にわたり安定的に必要な住民サービスの提供を維持し一般会計等からの繰出金の適正化、資金不足比率の改善等に務める。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資についての検討状況等

地域包括ケアシステムの構築に関する事項	平成14年に国保町立小鹿野中央病院に併設して保健福祉センターを設置し、保健・医療・福祉が一体化となる「地域包括ケアシステム」を推進している。町の保健福祉サービス及び介護保険サービスを有機的に提供できるよう、町の保健課、福祉課をはじめ、「在宅介護支援センター」、「地域包括支援センター」、「訪問看護ステーション」、「ヘルパーステーション」を併せ持っている。今後も、さらに保健・医療・福祉が一体となり、地域とつながる「地域包括ケアシステム」の充実をめざす。
施設等の統合・縮小・廃止に関する事項	令和3年3月をもって、倉尾デイサービスセンターを廃止し3事業所を2事業所に統合する。更に新たなサービスの提供として、時間延長サービスや個別機能訓練サービスの取り組みをする。
新技術の導入に関する事項	令和3年4月の新たな加算算定に向けて業務効率化のための支援システムを導入をする。
民間の活力の活用に関する事項 (PPP・PFI など)	新たなノウハウの取得やサービス提供を行うため、民間業者の一部委託も検討する。 介護人材の確保や、より効率的で質の高いサービスの提供を目指して、官民連携や民営化も検討する。
その他	

② 財源についての検討状況等

介護保険適用外の料金の見直しに関する事項	デイサービスセンターの食事代について利用者の意見を把握し適切な食事代となるよう検討する。
利用状況に関する事項	訪問看護事業については、利用ニーズに合わせ訪問看護員を増員しサービス提供回数の増加を図る。 通所介護事業については、定員に見合った利用者数となるよう利用率の向上を図る。
資金管理・調達・繰入金に関する事項	令和2年度では介護サービス事業基金が1,749千円となっており、令和3年度にはデイサービスセンターの経営改善を図ることで資金不足の解消に努める。

③ 投資以外の経費についての検討状況等

民間の活力の活用に関する事項 (指定管理者制度、PPP・PFI など)	
職員給与費の適正化に関する事項	令和2年度の給与費と同水準になるように見込み、収支によって給与の見直しを図る。
組織体制の効率化に関する事項	取り組み可能な業務については、他の先進事例を参考に検討する。
その他	

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	本経営戦略の整合性や指標における達成状況を確認し、その内容について検証する。計画との間に相違点がある場合や達成が遅れている場合には、その原因を解明しより正確で現実的な計画となるように事後検証を行い経営戦略の更新をする。
-------------------------	---